○経済産業省令第三十二号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百三条第三項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

経済産業大臣　武藤　容治

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款～第四款　（略）	第一款～第四款　（略）
第五款　イノベーション・環境局（第二十二条―第二十七条）	第五款　イノベーション・環境局（第二十二条―第二十六条）
第六款　製造産業局（第二十八条―第三十一条）	第六款　製造産業局（第二十七条―第三十一条）
第七款　（略）	第七款　（略）
第二節・三節　（略）	第二節・三節　（略）
第二章～第四章　（略）	第二章～第四章　（略）
附則	附則
第一章　本省	**第一章**　本省
第一節　内部部局	**第一節**　内部部局
第一款　大臣官房	**第一款**　大臣官房
（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）	（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、海外広報官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）
第二条　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官四人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第二条**　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官五人、海外広報官一人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
2～9　（略）	2～9　（略）
（削る）	10　海外広報官は、命を受けて、海外に対する広報に関する事務を処理する。
10・11　（略）	11・12　（略）
第五款　イノベーション・環境局	**第五款**　イノベーション・環境局
（研究開発投資促進室）	（新設）
第二十四条　研究開発課に、研究開発投資促進室を置く。	**第二十四条**　（略）
2　研究開発投資促進室は、技術の開発に関する税制に関する調整に関する事務をつかさどる。	（地球環境対策室、環境経済室及び環境金融室並びに環境技術戦略企画官）
3　研究開発投資促進室に、室長を置く。	**第二十五条**　環境政策課に、地球環境対策室、環境経済室及び環境金融室並びに環境技術戦略企画官一人を置く。
第二十五条　（略）	2～7　（略）
（地球環境対策室、環境経済室及び環境金融室）	8　環境技術戦略企画官は、命を受けて、経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する革新的な技術に関する研究及び開発並びに実用化に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。
第二十六条　環境政策課に、地球環境対策室、環境経済室及び環境金融室を置く。	**第二十六条**　（略）
2～7　（略）	
（削る）	
第二十七条　（略）	